

議案第 31 号

城陽市火災予防条例の一部改正について

城陽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、
議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 8 日提出
(2023 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市火災予防条例の一部を改正する条例

城陽市火災予防条例（昭和48年城陽市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その<u>筐体</u>は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、<u>原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げる急速充電設備にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その<u>筐体</u>は、<u>不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタ</u></p>

外れないようにする措置を講ずること。

(8)・(9) 略

(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ～ニ 略

(17) 略

(18) 略

一が当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)・(9) 略

(10) 異常な高温とならないこと及び異常な高温となつた場合には急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等との衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること及び充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。）を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ～ニ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと

(18) 略

(19) 略

2 略

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けな

2 略

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

2 略

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けな

<p>なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>別表第4から別表第6まで 削除</p>	<p>なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>別表第4から別表第7まで 削除</p>
--	--

別表第7を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年(2023年)10月1日から施行する。

(経過措置)

- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の城陽市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備については、この条例による改正前の城陽市火災予防条例第11条の2第1項の規定を適用する。
- 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号は、同条第4項の規定に基づいた図記号とみなす。
(城陽市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 城陽市火災予防条例の一部を改正する条例(平成4年城陽市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例の施行の際、<u>現に設置されている図記号による標識については、当分の間、新条例第23条第3項及び第4項後段の規定によらないことができる。</u></p> <p>5～7 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5～7 略</p>

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）が公布されたことに伴い、城陽市火災予防条例（昭和48年条例第26号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

2 略

参考資料

城陽市火災予防条例の一部改正条例要綱

1 改正の背景

現行の対象火気設備規制上、大出力の急速充電器は「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされており、大型電動車、電動バス及び電動トラック等の普及拡大における障壁となっていること等から、関係省令の改正が行われたもの。

2 改正の内容

(1) 急速充電設備の定義について

急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃するもの。

また、コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも含むこととするもの。（第11条の2第1項）

(2) 充電ポストの取扱いについて

屋外に設ける急速充電設備で、筐体を不燃材料で造られ又は覆われた外壁で開口部のないものに面する場合及び分離型の急速充電設備の充電ポストにあつては、筐体を不燃材性の金属材料で造らなくてもよいとするほか、建築物からの離隔距離を有しないこととするもの。（第11条の2第1項第1号及び第2号）

(3) 緊急停止措置について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととするもの。（第11条の2第1項第11号）

(4) 蓄電池について

主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととするもの。

また、分離型の急速充電設備にあつては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととするもの。（第11条の2第1項第16号及び第17号）

(5) 喫煙等に関する規定の見直しについて

「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするほか、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構等が定めた規格に適合するものとしなければならないこととするもの。（第23条第3項及び第4項）

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び附則第2項から第5項の規定は令和5年（2023年）10月1日から施行する。

4 根拠法令等

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）